

日本定量 NMR 研究会 (2018 年 10 月 31 日設立)
会則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本定量 NMR 研究会 (qNMR -J / Committee for the Development of qNMR Technology in Japan) (以下、「本研究会」という.) と称する。

(目 的)

第 2 条 本研究会は、定量核磁気共鳴法に関する基礎・応用研究、啓発・教育、及び標準化を推進し、定量核磁気共鳴法に関する研究の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本研究会は、前条の目的を達成するために、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 研究集会等の準備、運営及び実施に関すること
- (2) 設立趣旨書に書かれた目的のため、共同研究等の研究者間の連絡調整に関すること

(会 員)

第 4 条 本研究会の会員は、定量核磁気共鳴法に関する研究に従事または関心を持つ個人であって、本研究会の目的に賛同し会員名簿に登録された者とする。

2 会員は役員会議に届け出て退会することができる。役員会議で理由をあげて本会の会員として適当でないと決議された会員に関して、それらの者の会員資格を停止、あるいは除籍に処することができる。

(役 員)

第 5 条 本研究会には次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1 名
- (2) 副幹事長 1 名
- (3) 幹事 10 名程度
- (4) 会計監事 2 名

2 幹事長及び副幹事長は、役員会議で決定する。

3 幹事及び会計監事は、会員の内から互選する。

(役員の仕事)

第 6 条 幹事長は、本研究会を代表し、業務を総括する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるときは、その職務を代行する。

3 会計監事は、本研究会の会計を監査する。

(事務局)

第 7 条 本研究会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に必要な事項は、幹事長が別に定める。

(役員会議の招集、運営等)

第8条 役員会議は、幹事長が招集し、議長は幹事長があたる。

2 役員会議の議事は、幹事（副幹事長を含む）の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 幹事長は必要があると認めるとき、幹事以外の者を会議に出席させることができる。

（経費）

第9条 本研究会の運営経費が必要となったときは、本研究会の目的に賛同した団体、企業及び個人からの会費等を運営経費に充当する。なお、会費等の徴収については必要となった時に定める。

（解散及び剰余金の処理）

第10条 本研究会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

2 本研究会解散において剰余金が発生した場合は、本研究会において協議するものとし、役員は、その剰余金を取得しないものとする。

（会則の改正）

第11条 会則の改正は役員会議において実施する。

（運営細則）

第12条 この会則に定めるもののほか、本研究会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事に諮り別に定める。

附 則

この会則は、2018年10月31日より施行する。

（改定履歴）

2018年10月31日

制定